

ワシントン条約に食用ニホンウナギを含むウナギ類全種を規制対象とする欧州連合の提案が提出された場合、提案に反対の支持を取り付けることを求める意見書

欧州連合は、絶滅の恐れがある野生生物の国際取引を規制するワシントン条約に食用のニホンウナギを含むウナギ類全種を規制対象とする提案の準備を進めようとしている。

この条約では、絶滅の恐れがある生物を「附属書」に掲載。「附属書 1」は商業目的の国際取引を禁止、「附属書 2」は輸出国に許可書の発行を義務付けるものである。

今回、欧州連合は、ニホンウナギやアメリカウナギなど亜種を含めた全 19 種類を「附属書 2」の対象とする方針であり、生きた稚魚のシラスウナギや成魚だけでなく、かば焼きなどの加工品も対象としている。今年 11～12 月にウズベキスタンで開かれる第 20 回締約国会議で仮に提案が認められれば、日本で消費するウナギの輸入や流通に影響が出る可能性があり、シラスウナギ採捕業やウナギ漁業及びウナギ養殖業など日本の産業に対して大きな打撃となる。

しかし、ニホンウナギについては、国内及び日本、中国、韓国、台湾の 4 カ国地域で保存管理が徹底され十分な資源量が確保されており、国際的な取引において絶滅の恐れはなく、ワシントン条約「附属書 2」への掲載は不要である。また、ヨーロッパウナギの違法取引が継続している現状に取り締まりを強化する目的で全種のウナギを全て規制するという主張は論外で優先すべきは、欧州域で保存管理を徹底し十分な資源量を確保すべきである。

よって、国におかれては、この提案が提出された場合、我が国の食料安全保障を脅かすことの無いよう、関係省庁と連携して、ウナギ生息国を中心に反対の支持を取り付けられるよう強く要望する。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 27 日

羽 島 市 議 会

[送付先]

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、農林水産大臣